

議事要旨(6)退職給付専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬常勤委員（専門委員長）より、今回の検討は退職給付会計基準の注解 6 なお書きの取扱い（一定期間の債券の利回りの変動を考慮して割引率を決定することを認める取扱い）の見直しを行っているものであるとの確認があり、続けて、河本専門研究員より、資料（審議事項(6)-1～(6)-3）に基づき、専門委員会における検討状況に関する説明がなされた。説明の後、次のような質疑応答があった。

（回廊アプローチ・重要性基準の取扱いについて）

- ・ 事務局に対して、重要性基準を見直さないとしてもコンバージェンスを達成しているといえるという認識であるのかどうかについて質問があった。これに対して事務局からは、質問の点は期末時点の退職給付債務（PBO）の精緻さをどれだけ重く考えるかにかかっており、事務局としては重要性基準の存在がコンバージェンス上の大きな問題であるとは考えていないとの認識が回答された。
- ・ 委員の一人からは、現行の国際的な会計基準とのコンバージェンスという観点からは、審議事項(6)-1 のハ案（回廊アプローチを導入し、重要性基準を見直す案）が近いといえるが、事務局案であるロ案でも実質的に差異はないと考えられるという見解が示された。

（安全性の高い長期の債券について）

- ・ 注解 6 の前段において安全性の高い長期の債券として長期の国債以外に優良社債などが例示されている点について、長期の国債だけに一本化しても良いのではないかと考えているが、この点について専門委員会で議論はなかったのかとの質問があった。これに対して事務局からは、この部分の見直しは今回の検討の対象としていないこと、また、国際会計基準でも優良社債の市場利回りが指標として用いられているとの回答がなされた。
- ・ 上記に関連して、別の委員からは、10 年を超える国債はほとんど流通しておらず、注解 6 前段の定めは実態にあっていないのではないかと従来から考えているとの意見があった。

（注解 6 なお書きを削除した場合の実務への影響について）

- ・ 委員の一人から、注解 6 なお書きを削除した場合であっても、最近の金利状況を踏まえれば、割引率が変更されるようなことはあまりなく、影響はそれほどないのではないかという認識が示された。

次回公開草案議決に向けて事務局案に基づき文案を詰めていくこととされた。

以 上